「地域づくり協議会」

田根地区・地域づくり協議会の地域課題解決に向けた取り組み

行動などを住民が主体 のい、地域の課題解析 のは、その地域の課題解析

で は特性を活かし 動する様々な団

できます。

地域住民

自ら

動にた

が担まが行政

DESCRIPTION OF THE PERSON OF T	The state of the s
-	地域づくり協議会
長浜地域	南郷里、西黒田、長浜、六荘、神田、北郷里、神照
浅井地域	田根、七尾、下草野、湯田、上草野
びわ地域	びわ
虎姬地域	虎姫
湖北地域	速水、朝日、小谷
高月地域	高月
木之本地域	高時、杉野、伊香具、木之本
余呉地域	余呉
西浅井地域	西浅井
-fax 1 20	AND THE RESERVE OF THE PARTY OF

地域づくり協議会を応援しています!

【地域支援職員制度】

地域づくり協議会から要請があった場合、市職員が協議会の事務手続きや企画・立案に対する 助言や協力を行い、市と協議会の連携を図ります。

地域支援職員の主な役割は以下のとおりです。

○協議会の事業の企画支援

○協議会が要請する支援内容についての助言や情報提供

○市関係課やその他の関係団体との連絡調整

○協議会の事業 (イベント活動等) への裏方としての参加 など

【地域づくり交付金制度】

○計画策定支援:10万円(1回限り)

○地域づくり活動支援:35万円/年+@200円×世帯数

○地域づくり提案事業:事業費の10分の8(予算の範囲内、審査あり)

○事務局人件費支援:上限67万2千円/年(予算の範囲内)

地域の課題解決 の との は、 市内で 最 は、 市内で も

広報ながはま 2012年10月 2